

## 市場デリバティブ取引に係るご注意

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

# 外国金融商品市場上場デリバティブ取引の媒介に関する

## 契約締結前交付書面

平成 23 年 10 月

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきより、お客様が海外金融商品市場における先物・オプション取引等の上場デリバティブ商品の委託を行う場合、お客様とその委託注文を直接受託をする現地のブローカー（インタラクティブ・ブローカーズ LLC）との間の媒介を行う、インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社がお渡しするものです。

この書面は外国金融商品市場における上場デリバティブ取引についての説明書であり、外国金融商品市場上場デリバティブ取引（以下、海外先物等取引といいます。）の委託の媒介を行う前に交付するものです。インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、金融商品取引業者として委託の媒介を行います。外国金融商品取引業者は、その取引の仕組みや特徴が日本国内の上場デリバティブ取引とは異なっている場合がありますので、海外先物等取引を開始されるにあたっては、この説明書の内容を十分にお読みいただき、外国金融商品市場における先物取引等に関する取引の仕組みやリスクについてご理解下さい。

### 外国金融商品市場上場先物取引（海外先物）のリスクについて

海外先物取引の価格は、対象とする原資産の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、海外先物等取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、海外先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- 外国金融商品取引市場の相場の変動や代用有価証券等の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託をしない場合や、お客様とインタラクティブ・ブローカーズ LLC との間で交わされるカスタマー・アグリーメントの定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を強制的に決済されることもあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様ご自身が責任を負うことになります。

- 外国金融商品取引市場は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託の差換え等が必要となる場合があります。
- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- 市場の状況によっては、商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

### 海外オプション取引のリスクについて

海外オプション取引の価格は、対象となる原資産の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、オプションは、市場価格が原資産価格に応じて変動しますので、その変動率は現実の原資産価格に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、オプション取引に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場の状況によっては、商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。
- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。

### <商品先物オプションの買方特有のリスク>

オプションは限月の違った期限商品であり、買方が期日までに権利行使又は転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

## ＜商品先物オプションの売方特有のリスク＞

- 売方は、証拠金を上回る多額の取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- 売方は、オプション取引が成立したときは、証拠金を差し入れ又は預託をしなければなりません。その後、相場の変動や代用有価証券等の値下がりにより不足額が発生した場合には、証拠金の追加差し入れ又は追加預託が必要となります。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託をしない場合やお客様とインタラクティブ・ブローカーズLLCとの間で交わされるカスタマー・アグリーメントの定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を強制的に決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様ご自身が責任を負うこととなります。
- 外国金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差し入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格と最終清算数値の差額の支払いが必要となりますので、特に注意が必要です。

## 2. 海外先物取引等の仕組みについて

海外先物取引等はその対象とする原資産や商品の組成形態が多岐に渡ることから本書面で記載することができません。

海外先物取引等の取引の仕組みについては、以下のウェブサイトにより御確認ください。

取引所：<http://www.interactivebrokers.com/en/p.php?f=exchanges>

取扱商品：<http://www.interactivebrokers.com/en/p.php?f=products>

## 3. 証拠金について

### (1) 外国金融商品取引所上場先物取引の証拠金

外国金融商品取引所上場先物取引の証拠金は、各取引所が決定するものをベースに計算されます。各商品の証拠金については、以下のウェブサイトにより御確認ください。

<http://individuals.interactivebrokers.com/en/p.php?f=margin>

### (2) 外国金融商品取引所上場オプション取引の証拠金

外国金融商品取引所上場オプション取引の証拠金は、取引にかかるストラテジーに合わせて計算されます。各商品の証拠金については、以下のウェブサイトにより御確認ください。

(米国内上場オプション)

<http://individuals.interactivebrokers.com/en/p.php?f=margin>

(カナダ国内上場オプション)

<http://individuals.interactivebrokers.com/en/p.php?f=margin>

(米国内およびカナダ国内を除く国の市場に上場されるオプション)

<http://individuals.interactivebrokers.com/en/p.php?f=margin>

### (3) 証拠金の返還

インタラクティブ・ブローカーズ LLC は、顧客が指数先物取引について、顧客が差し入れた又は預託した証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、原則として遅滞なく返還します。

## 4. 先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語

### ・ 証拠金 (しょうこきん)

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金をいいます。

### ・ 建玉 (たてぎょく)

先物・オプション取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

### ・ 買戻し

売建玉を決済する (売建玉を減じる) ために行う買付けをいいます。

### ・ 転売

買建玉を決済する (買建玉を減じる) ために行う売付けをいいます。

### ・ 限月 (げんげつ)

取引の決済期日の属する月をいいます。先物・オプション取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

## 5. 指数先物・オプション取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における指数先物・オプション取引については、以下によります。

- ・ 国内の取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の取次ぎ
- ・ 指数先物・オプション取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 指数先物・オプション取引のお取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理

## 6. 金融商品取引契約に関する租税の概要

インタラクティブ・ブローカーズ LLC ならびにインタラクティブ・ブローカーズ証券株

式会社の役職員は租税等に係る助言行為を行うことはございません。租税に関する事項につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

#### 7. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

- ・当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社はお客様がインタラクティブ・ブローカーズ LLC と行う外国市場上場デリバティブ商品の取引の媒介を行います。
- ・海外先物等取引を行うにあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ご注文は、当社の提供するプログラム「Trader Work Station (TWS)」等から、口座名義人ご本人が入力してご発注下さい。
- ・ご注文にあたっては、委託する取引対象及び限月取引、売付け又は買付けの別、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を入力していただきます。これらの事項のうち 1 つでも入力をいただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文を確認するために別途書面をご提出いただく場合があります。
- ・注文をしたときは、発注時又は所定の日時まで、成立する取引又は成立した取引について新規の売付け、新規の買付け、転売又は買戻しの別を入力し、当社に指示してください。この指示がないときは、新規の売付け又は新規の買付けとします。
- ・注文された指数先物・オプション取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、注文画面の「Trade log」に約定内容が表示されます（「取引報告書」の交付）。
- ・また、指数先物・オプション取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、口座管理ツールである「Account Management」等から「Activity Statement」へアクセスして下さい。（取引残高報告書の交付）。
- ・この「取引報告書」及び「取引残高報告書」に該当する情報の内容は、必ずご確認ください。
- ・万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡下さい。

\*当社の概要\*

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長〈金商〉第187号
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館4階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1,150,520千円（平成23年4月1日現在）
主な事業	金融商品取引業（第一種金融商品取引業）
設立	平成18年8月
ご連絡先	03-4588-9700（カスタマーサービス）

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容：

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。